

津山市公民館整備方針

平成 25 年 4 月

津 山 市

津山市教育委員会

目次

・整備方針の策定目的	・・・・・・・・P1
・公民館の現状	・・・・・・・・P2～P4
1 公民館の施設概要	・・・・・・・・P2～P3
2 施設の老朽化について	・・・・・・・・P3
3 公民館の耐震化について	・・・・・・・・P3
4 施設の利便性について	・・・・・・・・P3～P4
・公民館整備の視点	・・・・・・・・P4
・公民館整備方針	・・・・・・・・P5～P6

整備方針の策定目的

公民館は、住民が集い、学び、そして、学ぶことを通して人々が交流する地域の生涯学習活動の拠点です。そこでは、単なる学習活動のみならず、地域の活性化や高齢者の健康づくり、子どもたちの健全育成など地域課題に対する取り組みも図られ、さらに、町内会や子供会などの行事に利用されているように、まさに、地域活動の拠点となっています。また、災害時の避難所にも指定されており、公民館は地域において非常に重要な役割を果たしています。

津山市においては、昭和29年7月に津山市公民館条例を施行して以来、旧村単位での設置を原則とし、その後配置については審議会等に諮りながら、22館の公民館建設整備を計画的に進めてきました。現在、最後の未整備地域である市街地東部地区に津山東公民館の建設を進めていますが、この整備をもって、公民館整備計画は完了することとなります。

しかし、既存の公民館の中には建築から相当の年月が経過しているものがあり、施設の老朽化による不具合などの課題が生じています。これまで、公民館については、雨漏りなどの発生後に修繕を行う「事後処理型」でありましたが、このような対処方法では施設寿命を縮めることになり、結果的に行政コストの増加を招きかねません。適切な維持修繕による施設の長寿命化を計画的に進めることが必要です。

そこで、将来の公民館のあり方を見据え、利便性・安全性など施設整備上の重要な視点、老朽度に応じた改修基準、適正な施設規模等を定めることを目的とした公民館整備方針をここに策定します。

なお、この方針は、社会情勢や本市の施設見直しの方向性等を踏まえて、改訂の必要が生じたときは適宜見直します。

公民館の現状

1 公民館の施設概要

(1) 公民館を建築年度順に並べると、次のとおりです。

表 1

(平成 24 年 4 月時点)

公民館名	人口	建築年度	構造	床面積	耐用年数 到達年度	新耐震 基準
清泉	1,835 人	昭和 52 年度	S・2 階	299.97 m ²	H27	非該当
広野	1,784 人	昭和 54 年度	S・1 階	230.80 m ²	H29	非該当
中央(婦人青年の 家として建築)	17,198 人	昭和 56 年度	R C・3 階	1798.58 m ²	H43	適合 診断済
阿波(山村)	608 人	昭和 57 年度	R C・2 階	997.53 m ²	H44	
二宮	2,694 人	昭和 57 年度	S・2 階	349.90 m ²	H32	
佐良山(農業)	6,416 人	昭和 59 年度	S・2 階	449.93 m ²	H34	
大崎	2,771 人	昭和 59 年度	S・2 階	349.78 m ²	H34	
高田	2,365 人	昭和 60 年度	W・1 階	349.90 m ²	H21	
院庄	3,505 人	昭和 61 年度	S・1 階	350.10 m ²	H36	
		平成 17 年度	ステージ 増築	30.71 m ² 計 380.81 m ²		
高倉	1,757 人	昭和 61 年度	S・1 階	350.23 m ²	H36	
河辺(農業)	5,341 人	昭和 61 年度	S・2 階	423.26 m ²	H36	
田邑	1,963 人	昭和 62 年度	S・1 階	350.06 m ²	H37	
東苦田(勤労)	8,102 人	平成 元年度	R C・1 階	1685.87 m ²	H51	
高野	7,625 人	平成 元年度	S・1 階	624.00 m ²	H39	
成名	1,881 人	平成 2 年度	S・1 階	349.95 m ²	H40	
一宮	5,678 人	平成 8 年度	S・1 階	526.45 m ²	H46	
勝北(含図書館)	6,792 人	平成 9 年度	R C・2 階	1541.26 m ²	H59	
西苦田	11,494 人	平成 13 年度	S・1 階	657.41 m ²	H51	
城西	4,973 人	平成 19 年度	S・1 階	546.43 m ²	H57	
福南	403 人	平成 21 年度	S・1 階	350.14 m ²	H59	
加茂町	4,891 人	平成 22 年度	W・1 階	643.02 m ²	H46	
久米	7,223 人	平成 23 年度	W・1 階	997.50 m ²	H47	

人口は平成 24 年 1 月時点である。

構造は、R C：鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、W：木造 で表示している。

耐用年数到達年度は、減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令で定められた耐用年数に達する年度とする。

新耐震基準は、昭和 56 年 6 月以降に着工した施設が該当する。

平成 20 年度以降、公民館の利用者数は次のとおり推移しています。

表 2

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利 用 延 人 数	279,464 人	298,836 人	305,995 人	312,885 人
平成 20 年度対比(%)	100	106.9	109.5	120.0

(2) 公民館の付帯施設の概要は、次のとおりです。

表 3

公民館名	付帯施設	建築年度	構 造	床面積	耐用年数 到達年度	新耐震 基 準
田 邑	体育館	昭和 29 年度	W・1 階	521.64 m ²	S 51	非該当
中 央	体育館	昭和 40 年度	S・1 階	493.85 m ²	H 11	非該当

2 施設の老朽化について

公民館は表 1 のとおり年次的に建築されており、最初に建築された清泉公民館については整備後 35 年が経過し、財務省令による建物の耐用年数の到達が間近となっています。

また、昭和の年代に整備された公民館は、施設の老朽化が進行しており、屋根の劣化をはじめ電気設備やトイレの修繕などが多発しています。このため、公民館は大規模な改修あるいは建替え等の検討時期を迎えています。

3 公民館の耐震化について

公民館は、表 2 のとおり利用者数が年々増加しており、加えて災害時の避難場所となっていることから、耐震基準に対する適合性が求められています。耐震基準が昭和 57 年に見直された状況下において、昭和 56 年度以前に建築された清泉公民館、広野公民館は、耐震診断が必要です。なお、同時期に建設された中央公民館については、県有施設であった平成 19 年度に耐震診断を行っており、新耐震基準を充たしているという結果が出ています。

公民館利用者の安全確保のため、清泉公民館及び広野公民館については、耐震化への対応が必要になっています。

4 施設の利便性について

利用者が増加しているなか、収容人数の少ない部屋を有している公民館は、利用しにくい施設となっており、自動車利用者の増加により駐車場の確保も課題となりつつあります。また、公民館利用者のうち、高齢者の占める割合は、平成 21 年度は 56.0%、平成 22 年度は 57.5%、平成 23 年度は 59.6%であり、高齢者の利用が増加傾向にあり

ます。多くの高齢者にとって、二階建て構造や和式のみトイレを有している公民館は利用しにくく、今後、公民館整備にあたっては、高齢者が利用しやすいバリアフリー対策が求められています。公民館のバリアフリー化の未対応状況は、次のとおりです。

(1) 二階建て以上の公民館

現在、二階建ての公民館としては、清泉公民館、阿波公民館、二宮公民館、佐良山公民館、大崎公民館、河辺公民館、勝北公民館の7館が該当しています。また、三階建ての公民館は中央公民館の1館となっています。

昭和50年代に建築された公民館7館のうち、二階建て以上の公民館は6館であり、高齢化社会を迎えて、地域住民の利用しにくい施設となっています。

なお、中央公民館には車いす用昇降機、勝北公民館にはエレベータが設置されています。

(2) トイレの現状

和式トイレについては漏水等の修繕時に合わせて、逐次、洋式化への改修を進めてきたところですが、現在までに洋式トイレが全く導入されていない公民館が2館あります。また、障害者用トイレのない公民館としては、清泉公民館、広野公民館の2館があり、清泉公民館に至ってはトイレが男女共同使用となっていて、非常に利用しにくい状況です。

これらの公民館利用者からは、トイレの洋式化等の強い要望があります。

公民館整備の視点

公民館では、地域の生涯学習を推進するとともに、住みよいまちづくりを目指して地域を住民全員で支え合うために、子育てや健康、福祉対策などの課題に対する地域活動を行っています。本格的な少子高齢社会を迎え、また、公民館利用者数も増加しているなかで、公民館の整備にあたっては、次のような視点が必要です。

耐震化等による施設の安全性の確保

高齢者や障害者など利用者の利便性の向上

地域の人口や利用状況に応じた部屋の大きさ・駐車場の確保

施設の長寿命化を図るための計画的な整備

公民館整備方針

公民館の整備を進める上では、地域の人口変動やインフラ整備等の状況に応じた施設の適正配置、統廃合等にかかる検討・協議は避けられません。しかし、公民館が地域の学習拠点としての活用だけでなく、住民による積極的な地域活動の拠点として展開されてきた経過と現状を考慮すれば、慎重かつ十分な協議と地域の理解が必要であり、早急に結果が出るものではありません。そこで、施設の老朽化対策や建替検討が急がれる現況下においては、少なくとも当分の間、現在の公民館の配置を維持すべきものとして考えます。

ただし、行財政改革推進本部においても市有施設のあり方の検討がなされているところであり、公民館の適正配置の検討については、今後の重要課題とします。

また、市税収入の減少などの厳しい財政環境を考慮し、公民館の整備については、老朽化対策に重点を置き、改修による施設の長寿命を図ることを基本とします。ただし、耐用年数の到達が間近で、二階建てや旧耐震基準の構造を有している公民館に限っては、改修工事の有効性や費用を考慮し、上述の整備の視点を踏まえて建替えを検討します。

(1) 基本方針

公民館の設置については、現在の配置を維持することを基本とします。なお、今後、市有施設のあり方の検討結果等を受け、公民館の適正配置も検討します。適切かつ計画的な修繕・改修による施設の長寿命化を図ります。

(2) 個別事項

施設規模について

施設及び駐車場の規模等については、これまでの利用状況並びに整備実態を勘案し、目安として下表のとおり設定します。ただし、駐車場台数については、敷地形状や人口密集地域等の状況に応じ判断するものとします。

人口区分	建物面積	駐車場台数
3,500人未満	350 m ²	20台
3,500人以上 ~ 5,000人未満	450 m ²	30台
5,000人以上 ~ 7,000人未満	550 m ²	40台
7,000人以上	650 m ²	50台

設置基準について

バリアフリー化による利便性向上のために平屋建て建築を基本とし、トイレには洋式便器のほか、障害者が利用できる多目的トイレを設置することとします。また、津山市が定める公共施設の建築等に関する指針などに配慮した施設整備に努めます。

改修について

既存施設の長寿命化の観点から、建物の老朽度合いにより改修を行います。老朽の度合いは、概ね3年ごとに行う施設の実地調査結果により判定します。また、改修等の判断項目として、耐用年数、耐震基準の適合、2階建て、トイレ構造などのバリアフリー、狭隘度を考慮します。

建替えについて

建替えについては、耐用年数等を参考に、改修工事の有効性や費用を考慮して判断することとします。

付帯施設について

既存の付帯施設である体育館は、旧小中学校の体育館を引き継いだものであり、使用が困難になった時点で廃止するものとします。

なお、新耐震基準で整備した木造の耐用年数は鉄骨造の耐用年数と同等とみなし、この公民館整備方針に沿った具体的な整備計画は別に定めるものとします。